

改正

平成20年3月26日条例第14号

平成24年3月23日条例第11号

平成27年12月18日条例第40号

鶴岡市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に消防団を設置する。

(名称及び区域)

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鶴岡市消防団
- (2) 区域 本市の区域一円

(消防団員の定員)

第4条 消防団員の定員は、3,320人とする。

(消防団員の種類)

第4条の2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。
- 3 機能別団員は、市長が別に定めるところにより特定の任務に従事する消防団員とする。

(任命)

第5条 消防団長以外の基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) 本市の区域内に居住する者
- (2) 年齢18歳以上55歳未満の者。ただし、消防団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) 年齢70歳未満の者
 - (2) 消防団員としての必要な知識経験を有すると消防団長が認める者
 - (3) 前項第1号及び第3号に該当する者
- (欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (分限)

第7条 任命権者は、消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、免職することができる。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当するに至ったとき。
 - (2) 本市の区域外に転住したとき。
- (退職)

第8条 消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定すると

ころに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 消防団長は、前項の規定により消防団員が出勤した場合において、これを解散しようとするときは、出勤人員及び機械器具を点検しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあっては消防長に、その他の消防団員にあっては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

第14条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件をき損してはならない。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (4) 市民に対して常に水火災その他の災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材維持管理に当たり、職務のほか使用してはならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 消防団員には、別表第1に定めるところにより報酬を支給する。

2 消防団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、別表第2に定めるところにより費用弁償を支給する。

(表彰)

第16条 市長は、消防団又は消防団員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを表彰することができる。

- (1) 任務の遂行に当たり功労が特に拔群である者
- (2) 訓練の成績が特に優秀であり、他の模範となる者
- (3) 勤務に勉励し、技能に熟達した者

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市消防団条例（昭和24年鶴岡市告示第23号）、藤島町消防団条例（昭和39年藤島町条例第17号）、羽黒町消防団条例（昭和39年羽黒町条例第8号）、櫛引町消防団条例（昭和39年櫛引町条例第5号）、朝日村消防団条例（昭和39年朝日村条例第30号）又は温海町消防団条例（昭和46年温海町条例第15号）（以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、旧条例の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定により消防団員に任用された期間は、勤務年数に合算する。

附 則（平成20年3月26日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

区分		報酬額（年額）
基本団員	団長	140,000円
	副団長	90,000円
	分団長	70,000円
	副分団長	55,000円
	部長	42,000円
	班長	35,000円
	団員	20,000円

機能別団員	6,000円
-------	--------

別表第2（第15条関係）

出動区分		金額（1回につき）
水火災その他の災害	4時間未満	1,800円
	4時間以上	3,000円
警戒	4時間未満	1,800円
	4時間以上	3,000円
訓練		1,300円
その他		